

健診は「受けたあと」が
大切です

健康診断は「受けて終わり」ではありません。「健康診断の結果が昨年と比べて悪化した」「異常値に近い検査項目があった」など、気になる兆候がないか確認しましょう。

特定保健指導とは
特定健診の結果「肥満」と判定され、さらに「高血糖」「高血圧」「脂質異常」「喫煙」のいずれか1つ以上に該当し、生活習慣の改善が必要な人に行われる保健指導です。

申込み

健康長寿課

73・8023

高齢者のインフルエンザ予防接種・
新型コロナワクチン接種

インフルエンザおよび新型コロナウイルスの予防接種費用の一部を助成します。接種開始時期は医療機関ごとに異なりますので、希望する医療機関にご確認ください。

対象
① 満65歳以上の人
② 60歳～64歳で次のいずれかに該当する人
・心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある
・HIVによる免疫機能障害があり、日常生活に著しい制限がある

※令和8年12月31日時点で65歳以上の人には、9月下旬に予防票兼接種券を送付します。
※昭和37年1月～3月生まれで通知を希望する人および②に該当する人は、市へご連絡ください。詳細は市ホームページをご確認ください。

問合せ 健康長寿課
73・8023

市ホームページ



▲ インフルエンザ



▲ 新型コロナ
ウイルス

	インフルエンザ	新型コロナウイルス
助成期間	10月1日（木）～ 令和9年1月31日（日）	10月1日（木）～ 令和9年3月31日（水）
自己負担額	2,200 円	7,500 円
接種回数	1 回	1 回
接種場所	県内の協力医療機関 ※ホームページでご確認ください。 ※協力医療機関以外で接種を希望する人は、 接種を受ける前に市への申請が必要です。	

ママパパ教室

「赤ちゃんとの暮らしってどんな感じ?」
助産師さんのお話を聞きながら、一緒に赤ちゃんを迎える準備をしましょう。ママだけでなく、パパや祖父母の参加も大歓迎です!

とき 10月25日（日）
10時～12時

ところ 保健センター

定員 8組（先着順）



内容
・赤ちゃんのお世話のポイント
・パパ・妊婦体験・赤ちゃんの沐浴体験
・ママ・妊娠中からのおっぱいケア

申込み 【受付開始】9月25日（金）
こども家庭センター
こあらこく

73・8010

koarakko@city.awara.jp

子どもの
インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種希望者に費用の一部を助成します。

接種期間 10月1日（木）～
令和9年1月31日（日）

対象 接種日にあわら市に住民票がある、1歳以上15歳以下（中学生まで）の人

助成対象ワクチン
・不活化インフルエンザHAワクチン
・経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（2歳以上）

助成額 1回につき1,000円

助成回数（上限）
・1歳～小学生 2回
※経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは1回

・中学生 1回



▲ 電子申請は
こちら

市内医療機関で接種する場合
医療機関窓口で「予防接種費用助成申請書および承諾書」を記入してください。
助成額を差し引いた金額が自己負担となります。

市外医療機関で接種した場合
期間内に接種した人は、令和9年2月28日（日）までに電子申請で手続きをしてください。助成額分が還付されます。

問合せ こども家庭センター
こあらこく

73・8010

あわらの海岸を
きれいにしよう!

海岸ごみを拾って、みんなできれいな海岸にしましょう。当日は、専門の講師の先生から「海ごみ」について学ぶ時間もあります。あわらの海を、みんなで守りましょう!

今年も参加者には、はぴコイン500ポイントをプレゼントします!（先着120人）

とき 11月8日（日）
9時30分～11時30分
（受付…9時）

ところ 波松海岸 ※荒天中止
※駐車場に限りがあるため
できる限り乗り合わせで
ご参加ください。



▲ ホームページ



▲ 申込みはこちら

対象 どなたでも

講師 トンカンテラス
くろた ゆうせい
黒田 悠生 氏

参加費 無料

持ち物 軍手・飲み物

申込み 【期限】10月30日（金）
生活環境課

73・8018

sekatsu@city.awara.jp

国土強靱化地域計画の
パブリックコメント募集

「あわら市国土強靱化地域計画」を改定しますので、市民の皆さんのご意見を広く募集します。

案件名 あわら市国土強靱化地域計画改定（案）

募集期間 9月16日（水）～30日（水）

閲覧方法 危機管理課窓口または、市ホームページ

提出方法
住所、氏名および連絡先を明記の上、持参、郵送またはメールで提出してください。

問合せ 危機管理課

73・8040

mkkanri@city.awara.jp



▲ ホームページ

ポイ捨て・不法投棄は犯罪です



市内では、不法投棄やポイ捨てが多く発生しています。不法投棄は重大な犯罪であり、5年以下の拘禁または1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる可能性があります。

実際に市内では、警察の協力により、廃棄物の量や種類にかかわらず行為者が検挙されており、ごみ袋1つ程度の投棄でも罰金10万円が科せられた事例があります。

土地所有者・管理者の皆さんへ

定期的な見回り
・草刈りや清掃の実施
・ごみの回収活動
・見通しのよい環境の維持
地域全体で協力し、不法投棄をさせない環境づくりにご協力をお願いします。

不法投棄を見かけたら
不法投棄が行われている、またはそのおそれがある現場を見かけた場合は、次の情報を添えて速やかにご連絡ください。

・発見した日時、場所、人数
・車両の車種、ナンバー、色
・投棄された物の内容
きれいで住みやすいまちを目指して、不法投棄の防止にご協力をお願いします。

問合せ 生活環境課

73・8017

あわら警察署

73・0110